

ひとり親家庭等医療費助成制度について



1. 対象となる方

ひとり親家庭（母子・父子家庭）及び両親のいない家庭の18歳（18歳の誕生日の前日が属する年度末）までの子どもと、18歳までの子どもを監護または扶養しているひとり親家庭の母または父が対象です。

また、母または父が重度の障がい者の場合にも対象となる場合があります。

※18歳以上の特例：ひとり親家庭の母または父が、18歳以上の子どもを扶養している場合には、20歳の誕生日の前日が属する月の末日まで助成対象となります。

2. 医療費助成の対象範囲（健康保険が適用される医療費のみに限定）と自己負担額

対象者	助成内容	自己負担額	受給者証区分
住民税課税世帯	通院・入院及び指定訪問看護（ただし、母または父は入院及び訪問看護のみ）	1割負担 ※月額上限額 外来のみ 18,000円 （年間上限額：144,000円） ※入院あり 57,600円 （4回目から44,400円）	『親課』※
0歳～18歳到達年度末		初診時一部負担金のみ 医科：580円 歯科：510円 ※指定訪問看護基本利用料は町が助成します。	『親初』 『親課』
住民税非課税世帯		初診時一部負担金のみ 医科：580円 歯科：510円 柔整：270円	『親初』

- 特定医療費（指定難病、特定疾患医療）、小児慢性特定疾病医療、自立支援医療など、他の公費制度で医療費の助成を受けることができる方・受けている方は、その公費制度を優先使用してもらいます。

【注意】次のものは助成対象になりません。

- 医療保険の適用を受けないもの（予防接種・健康診断料・容器代・おむつ代・入院時の食事代・病衣など）や大病院へ紹介状なしで初診診療を受けた場合の保険外併用療養費
- 訪問看護療養費の基本利用料（療養費の1割）※18歳到達年度末までの方のみ、町が助成します。

⇒月額上限：住民税非課税世帯→8,000円、課税世帯→18,000円

課税世帯の方の限度額は、医療費と訪問看護基本利用料を合算します。

- 学校や幼稚園・保育所内でのケガ等で日本スポーツ振興センターから医療費が支給される場合は受給者証は使用できません。

3. 受給者証の交付申請について

持ち物 ・健康保険証またはその証明書

- ・ひとり親家庭等であることを証明できる書類（※特例：18歳をすぎた子どもについては在学証明書、または民生委員・児童委員の証明のある母・父が子を扶養している旨の申立書）
- ・（転入の方のみ）1～7月申請の方は前年1月1日時点、8～12月申請の方は今年1月1日時点で住民登録地が俱知安町でない方は、生計維持者・世帯員全員の所得・課税証明書（所得額、控除額、扶養人数、市区町村民税額の記載が全てあるものに限り）※源泉徴収票は不可

4. 所得制限について ※生計維持者の所得が下表の額以上の場合、受給資格の対象となりません

〈所得制限の基準額：基礎とする所得は前年のものとする。〉（扶養親族1人につき所得38万円が加算されます。）

扶養人数	0人	1人	2人	3人
所得基準額	2,360,000円	2,740,000円	3,120,000円	3,500,000円
給与収入額目安	3,725,000円	4,200,000円	4,675,000円	5,150,000円

※お子さんの父（母）から養育費を受け取っている場合、その8割相当額が所得に加算されます。

5. 受給者証の使用方法について

北海道内の保険医療機関で受診するときに、健康保険証・他の公費制度の受給者証と一緒に提示してください。北海道外の保険医療機関では使用できません。

医療機関窓口で受給者証の提示ができなかった場合や、北海道外で診療を受けるときは、いったん医療費を支払い、後日領収書（保険適用の診療で2年以内のもの）・印鑑・受給者証・受給者名義の預金通帳（※ 未成年受給者は保護者名義にて）を持参の上、役場国保医療係で助成申請を行っていただきます。

6. 治療用装具を作った場合の払い戻し手続きについて

- ① 倶知安町の国民健康保険証をお持ちの方→ 上記「5」の持ち物に加え、治療用装具領収書・医療機関証明書を用意の上、手続きしてください。また国保の場合、世帯主名義の通帳などの口座内容がわかるものが必要になります。
- ② ①以外の健康保険の方→ 事前に治療用装具領収書と医療機関証明書のコピーを準備しておき、加入している健康保険へ払い戻し申請を先に手続きし、健康保険から支給通知書を受領した後、上記「5」の持ち物に加えて、支給通知書原本・治療用装具領収書コピー・医療機関証明書コピーを用意の上、手続きしてください。

7. 高額療養費や付加給付について

町が支払った医療費に対し、保険者から高額療養費や付加給付が支給された場合は、町に返還していただくことになります。

8. 学校等管理下で負傷し、医療機関で受給者証を使用した場合

治療に要する費用として日本スポーツ振興センター等から給付金が支払われた場合には、倶知安町が負担した医療費相当額を返還していただきます。

9. 交通事故等、第三者行為による傷病の場合

治療の際にひとり親家庭等医療費受給者証を使用する場合には、事前に役場国保医療係へ連絡してください。その際、書類の提出を依頼することがありますので、必ず提出をお願いします。

10. 各種変更届、再交付について

下記に該当する変更があった場合は、健康保険証とひとり親家庭等医療費受給者証を持参し届出してください。また、再交付の際には、受給者の方が使用している健康保険証を持参して、役場国保医療係で申請届出の上、受給者証の再交付を受けてください。

- ・倶知安町内で転居したとき ・健康保険証の内容が変わったとき ・氏名が変わったとき
- ・生計維持者が変わったときや、生計維持者の方の住所または氏名が変わったとき

11. 受給者証の返却について

受給者の方が下記に該当した場合は、ひとり親家庭等医療費受給者証を持参のうえ、すみやかに役場国保医療係へ返却・届出をしてください。

- ・倶知安町外へ転出するとき ・生活保護を受けることになったとき
- ・医療保険の資格がなくなったとき ・母または父が結婚したとき（事実婚も含む）

12. 受給者証の更新について

毎年7月に所得の審査を行い、受給資格がある場合は、8月1日～翌年7月31日の1年間有効の受給者証を7月末までに送付します。なお、15歳の方と18歳の方は有効期限が異なります。



〒044-0001 北海道虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地
倶知安町役場 福祉医療課保健医療室 国保医療係 ③番窓口
電話番号 0136-56-8006